

臨床経営指標委員会規程

（目的）

第1条 一般社団法人全国がんセンター協議会（以下「本会」という。）における臨床経営指標委員会（以下「本委員会」という。）は、がんその他の悪性新生物に関する臨床経営指標を審議する。

（構成）

第2条 委員長は、代表理事が委嘱する。

2 委員は、本会会員施設の役職員、学識経験者等から委員長が指名する。

3 委員長は、委員の中から副委員長1名を指名できる。

4 委員長は、必要に応じ、関係者を本委員会に出席させることができる。

5 委員長は、本委員会の円滑な運営を図るため、必要に応じ本委員会の傘下に部会を設け、部会長及び部会員を指名することができる。

（任期）

第3条 委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 任期の途中で退任した場合において後任者が選任されたときは、当該後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（開催）

第4条 委員長は、必要に応じ本委員会を開催する。

（報告）

第5条 本委員会において審議した結果について、委員長は理事会及び事務局に報告するものとし、事務局は会員にその内容を共有する。

附則

この規程は、令和8年6月23日から施行する。

以上